

ID: 174

担当部署: 地域整備課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第32条第1項		
例規番号	平成9年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第32条の規定による。</p> <p>(収入超過者に対する家賃)</p> <p>第32条 第30条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明渡しした場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 町長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 第17条、第18条及び第19条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日